

2019（平成31）年度 にこにこ福祉会 事業計画

障がい者、老人を問わず、利用者のニーズをもとに展開された福祉制度はかつてないほど多様化しています。

措置制度から支援費制度（利用者とのサービス利用契約制度）へ制度移行され、三障害共通の障害者自支援法、難病等も含まれた障害者総合支援法と次々と法律が変わっていきました。厚生労働省が一貫しているのはその多様化した制度の財源（税金）を確保するための現場での成果です。成果の表現は色々ですが、就労継続支援事業所に求められるものは数字（就労の売上等）的根拠です。労働時間や工賃の上昇等数字で成果を表すことが求められています。もちろん数字は大切であり数字なくして経営が成り立たないことも理解していますが、数字を追いかけないといけない福祉の現場に目を向けると福祉とはなにかと問いたくなります。我々にできることは、障がいのある人の「働く」をいかに支えるか。また「働く」を通して、利用者の生活への潤いへ繋げていけることを探求する事と自負しています。

そのためには研修等、自己研鑽が必須となります。他法人と障害者の働くことにたいし理解を深め、協力して進める所存です。

福祉の担い手確保のために本年度より新たにマイナビを利用して学校新卒者の確保も進めています。人員不足解消のため人材の確保につながることを期待します。

また災害時への対応をすべくマニュアルの整備及び検証も常時できるよう進めていきます。

今年度も当たり前のことですが職員間の「報・連・相」は心して進めるつもりです。

1. 法人運営について

(1)理事会・評議員会の開催

理事会 6月 3月 必要に応じて開催
 評議員会 3月 6月
 監事監査 5月

(2)役員の研修参加

社会福祉法人役員・監事研修への参加

(3) 役職会議 月2回（管理者・部長・課長）

2. 事業について

(1)実施事業について

6事業を実施

事業所名	実施事業	定員	備考
にこにこ会	就労継続支援A型	20名	
りひと	就労継続支援B型	20名	
にこてらす	生活介護	20名	
共同生活ほいーる	共同生活援助	32名	
てご	放課後等デイサービス	10名	

相談支援センターつ・き・か	計画相談事業		
---------------	--------	--	--

多機能型事業所にこてらす 生活介護へ
就労継続支援 B 型事業 新設とする

(2)職員の雇用状況 2019年4月1日予定

- ① 職員数 合計 70名
- | | | | | |
|----|------|-----|--------|---------|
| 内訳 | 常勤職員 | 25名 | (男 12名 | 女性 13名) |
| | 非常勤 | 45名 | (男 7名 | 女性 38名) |

② 職員の処遇について

・職員の雇用確保として下記の通り行う。また、高齢者の雇用も従来から引き続き行い利用者の支援の充実を図る。

・2020年3月卒業を迎える新卒者の採用を実施する。

イ、定期昇給の実施

ロ、福祉・介護職員処遇改善加算（以下、処遇加算という）の取得ならびに支給。処遇加算の受給総額約 10,400,000 円になる見込み（前年度 9,900,000 円）対象となる職員へ処遇改善手当として一人当たり月額約 29,000 円程度支給予定。

(3) 職員の質の向上

① 職員の質の向上のための方策

イ、外部研修への参加

職員のキャリアに応じた研修会の受講を実施。

例) 初任者・中堅・リーダー等階層に応じた研修

主催 広島県社会福祉協議会

ロ、内部研修の実施

外部講師を招いて利用者の権利擁護について 後援会と共催

ハ、人権について

利用者の人権及び虐待を防止するため次の方策を行います。

(イ)虐待防止のための定例会議の実施

(ロ)人権についての外部研修への積極的な参加

(ハ)障がい福祉サービスガイドラインの作成及び導入

ニ、福祉サービス評価調査の実施（第三者評価）

サービスの質の向上のため・・・広島県社会福祉協議会

3. 行事

(1)法人行事 ルクーユ展

(2)地域との連携 地元小学生との交流プログラム(さをり織体験・施設見学等)

地域住民との交流、春・スプリングバザー

(後援会主催) 夏・バーベキュー

特別支援学校生実習受入れ

機具の貸出し(フライヤー等)

(3)後援会「にこにこ会を育てる会」との連携

(4)給食実施 食育の重要